

港湾施設使用料金

【全て税抜で表記。内航船舶は別途消費税相当額を加算】

入港料

区	分	料 金
総トン数700トン以上の船舶から徴収		
入港料の料率は入港1回につき総トン数1トンまでごとに		外航船舶 2円16銭
		内航船舶 1円08銭

港湾施設使用料

区	分	料 金		
けい船料	(1) 汽船	ア けい留時間が12時間までの場合	8円40銭	
		イ けい留時間が12時間を超え24時間までの場合	11円20銭	
		ウ けい留時間が24時間を超える場合、超過12時間までごとに加算	5円60銭	
	(2) 漁船・作業船	ア 臨時使用 1隻24時間までごとに	総トン数20トン未満	183円
			総トン数50トン未満	243円
			総トン数100トン未満	304円
			総トン数200トン未満	364円
			総トン数200トン以上	485円
		イ 常時使用 1隻1月までごとに	総トン数20トン未満	1,734円
			総トン数50トン未満	2,310円
			総トン数100トン未満	2,889円
			総トン数200トン未満	3,466円
			総トン数200トン以上	4,620円
		ウ 常時使用 1隻1年までごとに	総トン数10トン未満	4,043円
			総トン数20トン未満	8,086円
(3) その他の舟艇	1隻1月までごとに	総トン数50トン未満	12,129円	
		総トン数100トン未満	16,170円	
		総トン数200トン未満	20,213円	
		総トン数200トン以上	27,720円	
		総トン数200トン以上	3,033円	
港湾施設用地使用料	(1) 専用使用	1平方メートルごとに1月につき	舗装地 63円80銭 未舗装地 53円30銭	
	(2) 一般使用（15日以内）	1平方メートルごとに1日につき	舗装地 3円61銭 未舗装地 3円05銭	
	(3) 一般使用（16日以後）	1平方メートルごとに1日につき	舗装地 4円77銭 未舗装地 4円00銭	
占 用 料	(1) 棧橋、船台、けい船杭、けい船浮標、橋梁、起重機、荷役場、建物及び附属工作物	1平方メートルごとに1月につき	5円80銭	
	(2) 木材水面	1平方メートルごとに1月につき	53円30銭	
	(3) 吸水管、排水管	1平方メートルごとに1月につき	3円50銭	
	(4) 広告物	1平方メートルごとに1月につき	254円	
バラ化小麦倉庫使用料	(1) 1平方メートルごとに1日につき		7円	
	(2) 1平方メートルごとに1月につき		203円	
船舶給水使用料 (岸壁直接給水)	(1) 基本使用料	ア 10立方メートルまで	夏期 6,600円 冬期 9,900円	
		イ 10立方メートルを超える場合、1立方メートルごとに	夏期 660円 冬期 990円	
	(2) 割増料金	時間外の使用については、(1)の5割相当額とする。		
引船使用料	(1) 基本使用料	ア 引船1隻1時間まで	5,000トン未満	55,200円
			10,000トン未満	68,100円
			15,000トン未満	101,900円
			20,000トン未満	115,700円
			25,000トン未満	132,800円
			30,000トン未満	159,300円
			30,000トン以上	201,200円
	(2) 割増料金	イ 使用時間が1時間を超える場合は、超過時間1時間までごとにアの額を加算する。		
		次に掲げる項目のうち、該当するすべての項目の額を加算した額とする。		
		ア 冬期の使用については、(1)の5割相当額とする。		
イ 時間外の使用については、(1)の5割相当額とする。				
(3) 待機料	ウ 休日の使用については、(1)の5割相当額とする。			
	エ 荒天時の使用については、(1)の5割相当額とする。			
	オ 防波堤外の使用については、(1)の5割相当額とする。			
	引船が待機した後、使用者の都合により使用時間を変更し、又は使用しなかったときは、(1)及び(2)のイ又はウの合計額の5割相当額とする。			
目的外使用料	各港湾施設の使用料に、それぞれ100分の150を乗じて得た額とする。			

備考

- 上記別表（外航船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。）に係る使用料を除く。）に定める使用料については、当該使用料に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。
- 夏期とは、4月1日から11月30日まで、冬期とは、12月1日から翌年3月31日までとする。
- 時間外とは、午後5時00分から翌日午前9時00分までとする。
- 休日とは、次に掲げる日とする。
 - 日曜日及び土曜日
 - 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 12月31日から翌年の1月5日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとみなすものとする。
- 使用料等合計金額の1円未満は、切り捨てるものとする。